

議事日程（第4日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第48号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第3 議案第49号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第4 議案第50号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第5 議案第51号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第6 議案第52号 北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について（総務教育常任委員長報告）
- 第7 議案第53号 工事請負契約の締結について（総務教育常任委員長報告）
- 第8 議案第54号 工事請負契約の変更について（厚生都市常任委員長報告）
- 第9 議案第55号 令和3年度北方町一般会計補正予算（第9号）を定めるについて（各常任委員長報告）
- 第10 議案第56号 令和3年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについて（厚生都市常任委員長報告）
- 第11 議案第57号 令和3年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めるについて（厚生都市常任委員長報告）
- 第12 発議第4号 町長の専決事項の指定についての一部改正について（議員提出）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

（追加日程）

- 第1 議案第58号 工事請負契約の締結について（町長提出）
- 第2 議案第59号 北方町道路線の廃止について（町長提出）
- 第3 議案第60号 北方町道路線の認定について（町長提出）
- 第4 議案第61号 令和3年度北方町一般会計補正予算（第10号）を定めるについて（町長提出）

出席議員（10名）

1番 石井伸弘

2番 神谷巧

3番 村木俊文
5番 三浦元嗣
7番 安藤哲雄
9番 安藤浩孝

4番 松野由文
6番 杉本真由美
8番 鈴木浩之
10番 井野勝巳

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	教育長	名取康夫
総務危機管理課長	臼井誠	都市環境課長	山田潤
教育次長兼課長	宮部寿	総務危機管理課 総括管理監	奥村英人
政策財政課長	浅野浩一	税務課長	木野村和明
住民保険課長	高崎健一	福祉子ども課長	木野村英俊
福祉子ども課 総括管理監	林賢二	健康推進課長	鳥本裕子
上下水道課長心得	北中龍一	会計室長	横田紀彦
教育委員会 事務局長	郷展子		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小島伸也	議会書記	高崎明美
議会書記	石崎啓明		

○議長（鈴木浩之君） 改めまして、皆様、おはようございます。

ただいまから令和3年第8回北方町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、6番 杉本真由美さん及び7番 安藤哲雄君を指名します。

日程第2 議案第48号から日程第11 議案第57号まで

○議長（鈴木浩之君） 日程第2、議案第48号から日程第11、議案第57号までを一括議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

村木俊文君。

○総務教育常任委員長（村木俊文君） それでは、おはようございます。

命により、私ども総務教育常任委員会に付託されました案件につきまして、去る12月13日に委員会を開催し、審議をいたしましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、条例制定についてでございます。

議案第48号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論なく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回、増額する報酬金額の根拠について質疑があり、消防庁の通知に基づき、国の交付税算定の基礎数値を参考にして決定した旨の答弁がありました。

次に、消防団員の成り手不足への対策について質疑があり、例えば大学生の団員には就職の際に有利になるように消防団活動証明書を交付するなどしており、今後も有効な手だてを検討していきたい旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、契約でございます。

次に、議案第53号 工事請負契約の締結についてであります。

南学園の職員室や校長室には十分な広さが確保されているのかという質疑があり、配置される

職員見込数に基づいて適切なスペースが確保されている旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、予算関係でございます。

議案第55号 令和3年度北方町一般会計補正予算（第9号）を定めるについての関係部分についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

安藤哲雄君。

○厚生都市常任委員長（安藤哲雄君） 命により、私ども厚生都市常任委員会に付託されました案件につきまして、去る12月13日に委員会を開催し、審議をいたしましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

条例制定でありますけど、議案第49号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

保育園における現在及び今後の記録方法について質疑があり、現状は紙媒体であること。今後はデジタル媒体に移行していくが、混乱が生じないように対応していく旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。

今回の条例改正において、出産一時金の支給額、第8条ただし書の加算について質疑があり、支給額は42万円が継続されること、加算は産科医療補償掛金のことである旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 工事請負契約の変更についてであります。

契約変更の対象となった機器及び工事費について質疑があり、メディアコンバーターが17万9,900円を4基分、LANケーブルが1メートル当たり34円に対し、光ケーブルが1メートル当たり480円で、その差額の数量分、工事費が51万1,000円である旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

補正予算でありますけど、次に、議案第55号 令和3年度北方町一般会計補正予算（第9号）を定めるについての関係部分についてであります。

歳出について、衛生費の保健衛生費において、健康管理システムの業務委託について質疑があり、マイナンバー制度を活用した情報連携に必要な整備であること、がん検診や特定健診も対応するための整備であること、システム整備において令和3年度の事業のみ国庫補助対象である旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号 令和3年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

歳出について、保険給付費の療養諸費及び高額療養費において、令和2年度と比較して増額となる理由、それぞれの費目の令和2年度決算額及び令和3年度見込額における対前年度増減率について質疑があり、令和2年度は受診控えがあったが、今年度はそれが減少したためであること、療養給付費では、令和2年度決算額で0.08%の増、令和3年度見込額で15.3%の増、療養費では、令和2年度決算額で13.6%の減、令和3年度見込額で32.7%の増、高額療養費では、令和2年度決算額で4.77%の増、令和3年度見込額で約15.9%の増である旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号 令和3年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 以上で、各常任委員長の報告を終わります。

議案第48号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第49号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての委員長に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可

決されました。

議案第50号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第51号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第52号 北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第53号 工事請負契約の締結についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） この契約に関しまして、義務教育学校というのは、まだその効果が十分検証されておらず、どのようなメリットやデメリットがあるかは実際行ってみなければ分かりません。

少なくとも北方において現在計画しておられる義務教育学校は、北学園では児童・生徒数が1,000人を超える規模の学校となり、かつて北方小学校が1,000人を超えて、その結果、西小、南小をつくって分割した経過を考えれば、教師の目が届きにくい大規模な学校をつくる必要がありません。また、長い間、北方は1つの中学校でやってきました。子供の数が今後減少することが見込まれる今、中学を2つに分ける必要はありません。

町は平成29年3月、公共施設等の総合管理計画を策定しています。計画は、人口減少と厳しい財政状況が続く中で、公共施設の適切な整備や更新を計画的に行うことによって、将来の財政負担を軽減、平準化することを目的にしています。公共施設は、町民の方々からお預かりした税金で建てられています。使える施設は最大限利用してこそ、将来の財政負担を軽減できます。

この計画では、まだ使える西小の建物を解体し、南小に新たに普通教室12教室分に相当する建物を新築することになります。今までのスクラップ・アンド・ビルドの手法と何ら変わりません。公共施設の総合管理計画で示された方針とも相入れないものとなっています。

したがって、この契約を行い工事を進めることについて、反対をいたします。

○議長（鈴木浩之君） そのほかありますか。

井野議員。

○10番（井野勝已君） 今、反対討論が出たところでありますけれども、この学園構想を推進、幼保一元化も含めてでありますけれども、執行部においては、建物等の老朽化、こういったものの対策として、これはぜひともそのほうが財政的にもこれから建て替えるよりもいいじゃないかということで、同時に委託を進める中で小中一貫校を進める。また、これによって子供たちの教育に対しても非常にいい教育環境の中で進めるという自負の下で町長も進めた事業でありますし、私としては、この問題に対しては、やっぱり県内においても大規模なこういった小中一貫校ができるということで非常に注目はされるかと思うところでありますし、先生たちも優秀な先生が残ってもらえるような気もいたします。これについては、鋭意進めていていただきたいと思いますので、賛成討論といたします。

○議長（鈴木浩之君） これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木浩之君） 起立多数です。したがって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第54号 工事請負契約の変更についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第55号 令和3年度北方町一般会計補正予算（第9号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第56号 令和3年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第57号 令和3年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 発議第4号

○議長（鈴木浩之君） 日程第12、発議第4号 町長の専決事項の指定についての一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村木俊文君。

○3番（村木俊文君） それでは、発議第4号という形で、町長の専決事項の指定についての一部改正についてであります。

町長の専決事項の指定についての一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由といたしましては、地方自治法第180条第1項の規定による町長において専決処分することができる事項を新たに追加するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

さきに町執行部より、社会情勢の変化に伴い、町税等の滞納金に関して滞納者やその者が勤務する非協力的な事業者等に対し、140万以下に係る支払いの訴えを裁判所へ提起し、円滑かつ効率的に徴収事務を迅速に実施したいため、地方自治法第180条の第1項の規定による議会の委任による専決処分の項目について協議していただきたいとの申出がありました。

当総務教育常任委員会にて協議し、税負担の公平性、町の貴重な財源である町税等の徴収に必要な措置であり、また引き続き滞納者に寄り添った折衝に取り組み、徴収事務を実施すると税務課長からの説明を受け、慎重審議し、お手元に配付のとおり改正する結論に至りました。

以上が提案説明となります。

令和3年12月15日提出。提出者、北方町議会議員 村木俊文。賛成者、北方町議会議員 井野勝巳、同じく杉本真由美、同じく神谷巧。

議員各位の御理解をお願い申し上げます。原案のとおり決定することに御賛同いただきますようよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（鈴木浩之君） これから質疑を行います。

三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 1点質問させていただきます。

この条文の中で、「ただし、第1号については議会の開会中は議会の議決を経なければならない」というふうになっていますけれども、第2号については、議会の開会中であっても専決処分で行うという、そういう意味に取れますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（鈴木浩之君） 村木議員、休憩取ろうか。

村木議員。

○3番（村木俊文君） ちょっと今、言葉足らずでございますが、これは多分、1号の交通事故の損害賠償、これに関する事項と多分同等扱いでございますので、基本的に開催中は当然議決議会という形になるかと思えます。

○議長（鈴木浩之君） 休憩します。

休憩 午前9時58分

再開 午前9時58分

○議長（鈴木浩之君） じゃあ、再開します。

村木議員。

○3番（村木俊文君） ちょっと訂正させていただきます。私の勘違いがございました。

ということでございますので、交通事故の損害賠償とは別扱いと。いつ発生するか分からないということで、できるだけ滞納処分を適正に執行できるようにという申出でございますので、御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（鈴木浩之君） 三浦議員、よろしいですか。

○5番（三浦元嗣君） はい。

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 討論を省略します。

これから発議第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。町長から、議案第58号 工事請負契約の締結についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号 工事請負契約の締結についてを追加日程第1として議題とすることに決定しました。

町長から、議案第59号 北方町道路線の廃止についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号 北方町道路線の廃止についてを追加日程第2として議題とすることに決定しました。

町長から、議案第60号 北方町道路線の認定についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号 北方町道路線の認定についてを追加日程第3として議題とすることに決定しました。

町長から、議案第61号 令和3年度北方町一般会計補正予算（第10号）を定めるについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第4として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号 令和3年度北方町一般会計補正予算（第10号）を定めるについてを追加日程第4として議題とすることに決定しました。議案を配付します。

追加日程第1 議案第58号から追加日程第4 議案第61号まで

○議長（鈴木浩之君） 追加日程第1、議案第58号から追加日程第4、議案第61号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） おはようございます。

それでは、追加で上程させていただきました案件でありますけれども、契約が1件、認定が2件、予算1件の4件、議案第58号から議案第61号であります。4議案につきまして、一括で上程をさせていただき、順次御説明を申し上げますので、御審議のほどよろしく願いをいたします。

まず、議案第58号は、工事請負契約の締結についてであります。

契約の目的は、令和5年度開園予定のこども園の新築工事を行うために、北方町立北方小学校管理棟を解体するための工事請負契約であります。

契約の締結に当たりましては、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

契約の方法は、一般競争入札を採用させていただきました。その結果、契約の金額は9,845万円で、契約の相手方につきましては、岐阜市六条南3丁目10番10号、内藤建設株式会社、代表取締役 内藤宙と契約を行おうとするものであります。

続きまして、議案第59号は、北方町道路線の廃止についてであります。

北方町広域交流拠点施設整備事業に伴い、町道371号線、起点地先、北方町曲路東3丁目27番から終点地先、北方町曲路東3丁目56番を、道路法第10条第3項の規定に基づき廃止したく、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第60号は、北方町道路線の認定についてであります。

北方町広域交流拠点施設整備事業に伴い、町道371号線、起点地先、北方町曲路東3丁目27番から終点地先、北方町曲路東2丁目56番を、道路法第8条第2項の規定に基づき認定したく、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第61号は、令和3年度北方町一般会計補正予算（第10号）を定めるについてであります。

広域交流拠点施設整備事業において、町道296号線ほか道路改良事業の一部であります。年度内に完了することが困難となりました。やむを得ず本予算書第1表繰越明許費のとおり、1,300万円を翌年度に繰り越して使用しようとするものであります。

以上、慎重に御審議をいただき、適切な御判断をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩之君） ここで暫時休憩とします。

これより全員協議会を委員会室において開きますので、移動をお願いします。

休憩 午前10時06分

再開 午前11時29分

○議長（鈴木浩之君） それでは、再開をします。

町長より議案の訂正があるということで報告をしていただきます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） 大変申し訳ございません。1点訂正をお願いいたしたいと思えます。

先ほど提案説明の中でありませぬけれども、議案第59号の町道371号、これの終点地先であります北方町曲路東3丁目56番であります。2丁目に訂正をお願いいたします。

○議長（鈴木浩之君） ただいま議案第59号の終点、北方町曲路東3丁目56番の部分を北方町曲路東2丁目56番と訂正すると、町長から申出がございました。議会として、これを許可してよろしいか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしですので、議案第59号の訂正を許可することに決定しました。

議案第58号 工事請負契約の締結についての質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第58号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第59号 北方町道路線の廃止についての質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第59号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第60号 北方町道路線の認定についての質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第60号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第61号 令和3年度北方町一般会計補正予算（第10号）を定めるについての質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第61号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

12月6日の開会以来、本日まで10日間にわたりまして慎重審議をいただきました。御提案いたしました全ての議案に対しまして、それぞれ適切に御決定をいただきましたこと、大変ありがとうございました。議員各位からいただきました御意見、御指摘等につきましては、その対応に十分留意しながら今後の町政運営に反映してまいりたいと考えております。

また、今議会でお示しをさせていただきました新年度事業につきましては、十分に御理解がいただけたものと思っております。これから予算編成作業に取りかかりますが、慎重吟味の上、予算措置を講じたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

さて、来年は企業誘致エリア、第2工区において株式会社プレミアムウォーターの工場が年明

け早々に竣工し、2月より稼働されます。

また、広域交流拠点では6月に造成工事が全て完了しますが、新年度早々にもイオンタウン株式会社による店舗の建築が始まります。

また、学園整備におきましては、順次進めてまいりました北学園、南学園の校舎、教室等の建築、増改築等の整備が大詰めを迎え、いずれも最終年度となります。滞ることなく完成に向けて邁進したいと考えておりますので、今後とも御協力のほどよろしく願いをいたします。

また、新型コロナウイルスにつきましては、当町では11月6日以降、感染者を確認しておらず、落ち着いてはおりますが、年末年始ならではの移動や人流増に感染第6波が懸念されております。まして、オミクロン株が国内に流入してきたことで先行きは不透明な状況にありますが、町としてはワクチンの追加接種、感染の予防対策、啓発など町がなすべきことを着実に行っていきたいと考えております。

今年も残すところ2週間ほどとなりました。議員皆様には、この1年、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、町政各般にわたり大変お世話になり、ありがとうございました。コロナ禍にあっても1年間のまとめとして穏やかに師走を過ごしたいと思っております。皆様におかれましても、くれぐれも健康には十分御留意いただき、御家族共々よき新年を迎えていただきますよう御祈念を申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

○議長（鈴木浩之君） どうぞお座りください。

○議長（鈴木浩之君） 本定例会に付された事件は全て終了しました。

令和3年第8回北方町議会定例会を閉会します。大変御苦労さまでした。

閉会 午前11時36分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和3年12月15日

議 長 鈴木 浩 之

署 名 議 員 杉 本 真由美

署 名 議 員 安 藤 哲 雄